

## 2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

### (1) 取組方針等

#### ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

#### イ 15年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」(平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

#### ウ 16年度における評価の取組

平成15年10月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16年6月30日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成15年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17年7月11日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

#### エ 19年度における評価の取組

平成19年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成16年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

## オ 20年度における評価の取組

平成20年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料26「平成19年度業務実績評価の取組について」(平成20年7月14日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた(資料27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成20年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

## カ 21年度における評価の取組

平成21年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した(資料28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日決定 平成22年5月31日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

## キ 22年度における評価の取組

平成22年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成22年3月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した(資料29-1「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)ほか、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本の見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。二次評価においては、保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を活用した。

## ク 23年度における評価の取組

平成23年度においては、3月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこと等を内容とした「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料29-2「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

## ケ 24年度における評価の取組

平成24年度において、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行

政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえつつ、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料29-3「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

## (2) 評価活動の概要

平成24年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成23年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表46及び図表47を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、法人のミッションを踏まえつつ、内部統制や保有資産を始めとする前年度の指摘事項等のフォローアップに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(図表49参照)(平成25年1月21日通知)。

図表 46. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成24年 5月21日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について ・「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」の策定等について
7月31日	独立行政法人 評価分科会	・平成24年度の事務・事業の見直しについて ・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について
9月25日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(厚生労働省、 文部科学省、内閣府及び消費者庁)
9月27日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(国土交通省)
9月28日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(文部科学省、 財務省及び経済産業省)
10月1日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(総務省及び農 林水産省)
11月8日	独立行政法人 評価分科会	・平成24年度末に中期目標期間が終了する見直し対象 法人に係る主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の 方向性の検討状況について ・平成23年度業務実績評価について
平成25年 1月21日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性(案)について ・平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に 関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について
3月14日	独立行政法人 評価分科会	・平成24年度末に中期目標期間が終了する法人の新中 期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について

図表 47. 平成 24 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 ( )は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (12回)	河野臨時委員◆ 山谷臨時委員 木村臨時委員 河合臨時委員 宮内臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管13法人	5月7日 6月18日 6月19日 7月3日 9月13日 9月21日	10月25日 11月16日 11月20日 11月22日 2月15日 2月22日
第2ワーキング・グループ (24回)	鈴木臨時委員 稲継臨時委員 岡本臨時委員 荒張臨時委員 瀬川臨時委員	財務省所管7法人 経済産業省所管10法人 環境省所管2法人 原子力規制委員会所管1法人 法務省所管1法人	4月11日 4月23日 6月22日 7月9日 7月12日 7月19日※ 8月28日 9月14日 9月18日 9月27日 10月4日※ 10月11日	10月12日 10月15日※ 10月23日 10月24日※ 10月26日※ 10月31日 (WG&委員視察) 11月2日 11月12日 11月19日 2月1日 2月8日 2月27日
第3ワーキング・グループ (15回)	柴臨時委員 浅羽臨時委員 森泉委員 宮本臨時委員 野口臨時委員◆	文部科学省所管23法人	5月8日 6月18日 6月25日 7月5日 7月9日 9月10日 9月13日 10月12日	10月16日※ 10月19日 10月25日 11月16日 11月26日 2月15日 2月26日
第4ワーキング・グループ (15回)	山本委員◆ 田淵委員◆ 高木臨時委員◆ 石田臨時委員 園田臨時委員	国土交通省所管20法人	4月23日 5月14日 6月18日 7月2日 7月13日 7月19日 9月4日 9月21日	10月15日 10月22日 11月5日※ 11月12日 11月19日 11月26日 2月14日
第5ワーキング・グループ (18回)	縣臨時委員 梶川臨時委員 玉井臨時委員 河村臨時委員 梅里臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管20法人 防衛省所管1法人 文部科学省所管1法人	4月27日 6月22日 6月29日 7月6日 7月13日 9月14日 9月18日 10月23日 10月26日	10月30日 10月31日 11月19日 11月20日 11月22日 11月27日 1月8日 2月14日 2月19日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ (1回)	浅羽臨時委員 河野臨時委員 柴臨時委員 野口臨時委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	11月16日	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を( )書きで記載している。  
 3 ◆は政策評価・独立行政法人評価委員会の委員等の改選により、平成25年2月以降のワーキング・グループには参加していない委員を表す。

### (3) 平成 25 年度以降の当面の視点等の決定

平成 25 年 5 月 20 日には、平成 24 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料 27-4 平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について)(平成 25 年 5 月 20 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照。その中では、平成 23 年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の管理・運用、内部統制の充実・強化等の評価について、重点的に取り組むこととしている。

### (4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 22 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 48. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	北方領土問題対策協会	<p>「今後の評価に当たっては、北方領土返還要求運動に係る事業を評価する上で前提となる参加者数等の基本的な情報を明らかにさせた上で、当該事業の効果を客観的かつ適切に評価するとともに、啓発事業による効果を把握することが可能な定量的な指標を早急に設定させ、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、協会及び県民会議が実施する各種事業について、参加者数を業務実績報告書へ記載させるとともに、事業の効果について各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたかどうか、また、指標の具体的な検討状況について報告させ、評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、啓発施設の更なる有効活用を図る観点から、施設来館者からの改善要望等の把握状況及び施設の改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組の適切性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、啓発施設に設置している意見箱に寄せられた意見や来館者の要望及びその対応状況について報告させ、保有目的に照らして有効に利用されたかという視点で評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、実施した事業について、事後の実施効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況を評価指標に盛り込み、評価の視点の改善を行った。</p>
	国民生活センター	<p>「今後の評価に当たっては、「早期警戒指標」のうち「急増指標」について、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかとの観点から、その有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、国民生活センターにおいて、急増指標の提供先である消費者庁による消費者安全法に基づく事業者名を特定した公表事案を分析し、算出した事業者の検出率について報告を受け、指標の有効性について評価を行った。</p>

総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、評価の実行性を高めるため、過去に指摘を行った事項について、適切に改善が行われているかどうかを明らかにさせた上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価に当たっては、評価調書の記載方法を工夫するなどにより、中期目標を踏まえた評価となるようにした。特に前年度と比較して上級の評定とする場合については、評価調書の「評価結果の説明」の欄に、中期目標の達成状況を踏まえた説明を可能な限り具体的かつ分かり易く記載するとともに、過去に評価等において指摘を受けた点については、その対応状況を具体的かつ分かり易く記載した。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、独立行政法人の給与水準については依然として国民の厳しい視線が向けられていること、基本方針において、「評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う」こととされていることなどを踏まえ、当該年度の給与水準の適切性だけでなく、上記の給与水準の上昇の理由等を含めて、その適切性・妥当性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準との比較などによる検証を行い、検証結果等についてホームページで公表した。平成23年度の実績評価においては当該検証結果を踏まえた評価を行っている。
外務省	国際協力機構	「今後の評価に当たっては、これらの評価項目に係る各事業を含め、本法人の実施する事業について、定量的かつ具体的な目標の設定が可能かつ適当なものについては、年度計画等で目標値を明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度業務実績報告書においては、23年度計画に即して定量的かつ具体的な実績の記載に努めるとともに、24年度計画においては、定量的・具体的な目標の設定が可能なものについては、目標値を明示した。
	国際交流基金	「今後の評価に当たっては、国際センターに設置されている図書館への来館者数の目標値及び「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度計画より、日本語国際センター及び関西国際センターの各図書館における来館者数の目標値と、「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を定め、業績評価において適切に評価することとしている。
財務省	酒類総合研究所	震災関連の業務について「①被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、②震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。」との意見を受け、東日本大震災への対応として、放射性物質の分析体制を整備するとともに、酒類等の安全性確保に資するための分析を実施し、また、酒類製造における放射性物質の挙動に関する研究を実施したとの報告に対し、それを踏まえた評価を行った。
	造幣局	「今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる」との意見を踏まえ、品位証明の将来的な廃止の検討や宿舍の国庫納付等の進捗状況を報告させ、平成22年12月7日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における平成23年度以降の措置事項について、フォローアップを行った。
	国立印刷局	「今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる」との意見を踏まえ、東京病院の公的医療機関への移譲に向けた取り組み等の進捗状況を報告させ、平成22年12月7日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における平成23年度以降の措置事項について、フォローアップを行った。

	日本万国博覧会記念機構	「今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成 23 年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる」の意見を踏まえ、万博公園南側ゾーン活性化事業への協力状況や総人件費の抑制等の進捗状況を報告させ、平成 22 年 12 月 7 日の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における平成 23 年度以降の措置事項について、フォローアップを行った。
文部科学省	国立文化財機構	博物館の入場者数について、「今後の評価に当たっては、入場者数に係る詳細な分析に基づく評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、博物館来館者数の各種データを把握するとともに、アンケート実施により来館者の傾向・満足度等について調査を行い、各種の展示企画・事業運営の参考としている。 分析結果を事業へ反映した例として、東京国立博物館では、平常展来館者意識調査及び非来館者調査の結果・分析を基に、ホームページの全面リニューアル、イメージキャラクターの作成、Google Art Projectへの参加、スマートフォンによるガイドアプリの提供などに反映したことが挙げられる。
	日本学術振興会	海外研究連絡センターの必要性や見直しの方向性の検討について、「今後の評価に当たっては、各海外研究連絡センターについて、本法人における検討状況を的確に把握し、その理由の妥当性について明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、23 年度業務実績評価においては、本法人内の大学国際化支援海外連携本部を中心に、全ての海外研究連絡センターについて検証が行われており、これまでの実績を踏まえた国際交流事業を推進していく上での必要性、海外の学術振興機関との連携促進における必要性、我が国の大学等の海外活動展開協力・支援の観点からの必要性等から、現状の運用が適切であることを確認するとともに、より効率的・効果的な運営の観点から同一地域に所在する他法人事務所との共用・共同利用化を行う等、更なる効率的・効果的な運営を目指し見直しを図られていることを確認した上で評価を行った。
厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	「今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間や行政側期間それぞれの目標の達成状況を確認し、実績が目標値を下回った場合には、その要因分析及び改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、目標未達成であった新医薬品(通常品目)の申請者側期間について、要因を分析し、承認申請前の段階での治験相談等の実施要請や、国内においても十分なリソースの確保等を開発本部に要請するといった取組みを、更に行っていくこととした。
	国立がん研究センター	「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「研究所と病院との共同研究」、「セカンドオピニオンの外来受診」及び「多職種から構成される医療チームによる診療」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。 「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。
	国立循環器病研究センター	「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「セカンドオピニオンの外来受診」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。 「今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳

		<p>格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、年度計画において経常収支率を 100%未満で設定している場合はその妥当性(五年で 100%以上になるよう設定されているか)について評価シートに記載するよう法人に要請し、その上で、定量的な数値目標だけでなく、中期計画の実施状況について総合的に評価している。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。</p>
<p>国立精神・神経医療研究センター</p>		<p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「経常収支率」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている評価項目について、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定することを法人に要請し、その上で総合的に評価している。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。</p>
<p>国立国際医療研究センター</p>		<p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目(「多職種から構成される医療チームによる診療」)について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。</p> <p>「今後の評価に当たっては、法人で実施すべき取組に係る適切な指標を設定させた上で、評定の考え方や根拠等を明らかにした厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供」に関する評価項目については、中期計画において、目標達成度を測るべき定量的な指標が明らかでないため、自己評価の根拠を具体的網羅的に説明するよう法人に要請し、その上で総合的に評価している。</p> <p>「今後の評価に当たっては、経常収支率について、客観的かつ厳格に年度ごとの目標管理型評価が実施できるよう、中期目標期間終了時までの各年度における目標値及びその根拠・考え方を明らかにさせ、その妥当性を検証した上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、年度計画において経常収支率を 100%未満で設定している場合はその妥当性(五年で 100%以上になるよう設定されているか)について評価シートに記載するよう法人に要請し、その上で、定量的な数値目標だけでなく、中期計画の実施状況について総合的に評価している。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼</p>



		性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。
	国立成育医療研究センター	<p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目（「治験申請から症状登録までの平均日数」及び「多職種から構成される医療チームによる診療」）について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該事例について、客観的かつ厳格に中長期的な目標管理型評価が実施できるよう、過去の実績等を踏まえた適切な目標値を設定させた上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の初年度で、中期目標期間中の達成を目指した年平均目標値を大幅に上回る実績を上げている評価項目について、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定することを法人に要請し、その上で総合的に評価している。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。</p>
	国立長寿医療研究センター	<p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、客観的かつ厳格な目標管理型評価が行えるよう、厚生労働省独立行政法人評価委員会として主務大臣又は該当の法人に対し、所要の措置の検討を要請すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、評価項目（「治験申請から症状登録までの平均日数」、「セカンドオピニオンの外来受診」及び「経常収支率」）について、平成24年度以降の年度計画策定時に、数値目標を設定するよう法人に要請した。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該評価項目について、評価の信頼性を確保するため、評価基準を統一し、評定の根拠等を明らかにした上で、各法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、法人共通の評価項目である「業績評価制度の導入」については、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」として、中期計画の実施状況について総合的に評価している。</p>
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	「今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点からも、法人の業務運営上重大な問題である事項については、当該事項の内容及び講じた措置について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務運営上重大な問題である内部監査で抽出した不適合事項等について当該事項の内容及び講じた措置を業務実績報告書に具体的に記載することとした。
	水産大学校	<p>「今後の評価に当たっては、練習船の効率的運用に向けた取組について、国民に対する分かりやすい評価を行うという観点から、過去の学生乗船率と比較して大きな変動が生じた場合には、その変動が生じた理由を明らかにさせた上で、厳格に評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、学生乗船率の増減理由を評価資料の中で明確にさせた上で評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取組を促す観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、本科、専攻科、研究科それぞれの水産関連就職率、水産関連分野進学・就職割合がともに中期目標の75%以上であることを基準に評価を行った。</p>

		<p>「今後の評価に当たっては、専攻科の課程（船舶運航課程、船用機関課程）ごとの二級海技士免許筆記試験に関する適切な取組を促す観点から、各課程それぞれの当該試験の合格率について、厳格に評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度の二級海技士免許筆記試験合格率のうち、船舶運航課程の合格率が低かったことについて、今後の合格率の推移に注意していくこととして評価を行った。</p>
	国際農林水産業研究センター	<p>「今後の評価に当たっては、利用機関数のみならず利用日数も明らかにさせた上で、利用促進を促す評価を行うとともに、引き続き利用実績が低調な場合には保有の必要性も含めた厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書において利用機関数及び利用日数を示したほか、利用促進の取組によって利用機関数、利用日数ともに増加した。</p> <p>「次年度の評価に当たっては、引き続き法人における適切な業務運営を確保するため、内部統制の充実・強化に資する評価を行うとともに、国民への説明責任を果たす観点からの法人の対応の妥当性について適切な評価を行うことを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、顧問弁護士や監査法人の提言等を参考に平成23年4月に「海外会計実施要領」を制定するとともに、同要領に基づき会計処理を適切に実施するための「海外会計の手引き」を作成し、更に現地調査を行うなど再発防止の徹底が図られた。</p>
	農畜産業振興機構	<p>「今後の評価に当たっては、評定の根拠を明らかにするため、評価指標に係る実態を明らかにした上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「事業実績上の実施件数／事業実施計画上の実施件数」による評価をとりやめたほか、評価指標に係る実態を明らかにするよう努めた。</p> <p>「今後の評価に当たっては、当該交流会の目的に沿った適切な取組を促す観点から、評価対象事業年度末等、特定の時点における商談件数等についても明らかにさせつつ、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、全国規模の交流会及び現地交流会の開催に係る評価について、出店ブース数及び参加者数に加え、商談件数についても明らかにした。</p>
	農林漁業信用基金	<p>目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映について、「今後の評価に当たっては、評定に至った理由、根拠等を明らかにした上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたが、23年度においては、目標管理の導入による人事評価制度について、2度の試行を経て、24年度から本格実施したため、具体的対応が乏しいことから、「公正、効率的な業務運営に資するため、適切・確実な対応を強く期待する」こととした。</p>
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>「今後の評価に当たっては、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意し、運営費交付金算定の控除対象自己収入の額が運営費交付金から発生する利息収入の実態を可能な限り反映しているかについて、厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、自己収入の算出にあたっては、実際の運用方法にあわせるとともに、直近の決算年度の運営費交付金債務額のうち、その半額(1/2)は運用可能額と仮定して定期預金の利率をかけた額を加算する旨の報告を受け、確認を行った。</p>
国土交通省	港湾空港技術研究所	<p>「今後の評価に当たっては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターについて、その役割・ミッションを精査の上、評定の理由、根拠等を明らかにし、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、23年度業務実績評価においては、アジア・太平洋沿岸防災研究センターが担う国内外の沿岸域における地震・津波等の災害及び被害の軽減に関する役割のもと、東日本大震災で顕著であった地震・津波による複合災害における被災メカニズムの解明およびその予測技術の確立に向けた研究活動の推進、アジア・太平洋地域における津波防災に関する知識の共有や進展のため、国際沿岸防災ワークショップの実施やチリとの津波に関する研究協力協定の締結等、沿岸防災の実現</p>

		に向けての国内外における広範な活動を考慮して評価を行った。
	電子航法研究所	「今後の評価に当たっては、貴委員会において、評価結果の判定に影響を与える事象があった場合には、国民の理解に資する観点から評定理由等において言及すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、23年度業務実績評価において、東日本大震災で被災した岩沼分室の復旧について、施設の改修、調達等の状況に言及するとともに、減災対策を行っていることを評価している。
	自動車事故対策機構	「今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、23年度業務実績評価において、債権の状況に応じた目標設定による債権管理を通じて、回収率 90.7%を確保し、着実な実施状況にあると認められるが、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、第3期中期目標期間中(24年度から28年度)において、債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減の取組等を行うこととしており、着実に実施するよう評価している。
	空港周辺整備機構	「今後の評価に当たっては、経年的な事実関係等も的確に把握・分析し、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後、「S」評定を付するにあたっては、前年度に比して目覚ましく業績が上がっている等、単に順調に目標を達成しているのみならず、積極的に評価すべき付加的な実績・内容がある場合に限ることとした。
法務省	日本司法支援センター	内部統制について、「今後、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、法人の取組を分析し、厳格に評価した上で、その深化・展開を促すための提言を行った。

## 独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果(概要)

### 一 政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」一

〔平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)相談役、独立行政法人評価分科会長:阿曾沼元博・順天堂大学客員教授・混志会がん医療グループ代表)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P. 4~18を参照。

## 1 平成23年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成23年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人104法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

### (1) 二次評価の主な視点(平成22年5月31日委員会決定)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

### (2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施。

- ① 保有資産の保有の必要性等の検証状況、いわゆる溜まり金の精査における洗い出し状況等
- ② 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組、監事の監査結果を踏まえた評価の実施状況

## 2 意見の概要

### (1) 府省評価委員会に対する共通意見

#### ア 内部統制の充実・強化

- 今回は、監事監査結果を踏まえた評価について、各府省評価委員会における監事からの意見聴取の状況、監事監査結果の活用状況について整理。
- 多くの評価委員会において、評価委員会等に監事の出席を求め意見を聴取したり、監事監査報告の提供を受け評価に活用。
- 今後の評価においては、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。
- 法人及び評価委員会の取組や監事と評価委員会との連携について、参考になる具体例を整理。

#### イ 保有資産の見直し

- 保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、保有の必要性等が疑われる事例あり。保有の妥当性等についてより一層厳格な評価が必要。

#### ウ 評価指標の妥当性

- 中期目標等の記載内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない等の例がみられたことから、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標への中期目標等の反映状況をチェックした上で、厳格な評価を実施。

2

### (2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計54事項について指摘)

#### ① 過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 農業生物資源研究所（農林水産省評価委員会）
- ✓ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省評価委員会） など6法人（6事項）

#### ② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価等を行うべき。

- ✓ 国立公文書館（内閣府評価委員会）
- ✓ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（総務省評価委員会）
- ✓ 国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 造幣局（財務省評価委員会）
- ✓ 国立文化財機構、日本芸術文化振興会（文部科学省評価委員会）
- ✓ 国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 農林水産消費安全技術センター（農林水産省評価委員会）
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 海技教育機構（国土交通省評価委員会）
- ✓ 原子力安全基盤機構（原子力規制委員会評価委員会※） など34法人（48事項）

※ 原子力安全基盤機構は平成24年9月に原子力規制委員会所管法人となったが、平成23年度業務実績評価については、移管前に経済産業省評価委員会において行われている。

3